

物価高騰対応臨時給付金（新たな市町村民税所得割非課税世帯分）（10万円/1世帯）のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、物価高騰対応臨時給付金（新たな市町村民税所得割非課税世帯分）をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、現在、岩見沢市にお住まいの場合は岩見沢市で受給することができます。
- 給付金を受給するためには、現在お住まいの岩見沢市での**手続きが必要**です。

※¹ 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※² このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下に該当する避難世帯に対し、1世帯あたり**10**万円を支給します。

基準日（令和6年6月3日）時点で、岩見沢市に住民登録があり、令和6年度の市町村民税所得割が、次のいずれかに該当する世帯

◆**新たに**家族全員が非課税となった

◆**新たに**「均等割のみ課税者」又は「均等割のみ課税者と非課税者」で構成されることとなった

※世帯全員が住民税課税者の税法上の被扶養者である場合は対象外

申請先

岩見沢市 市民連携室

※岩見沢市に避難中の方は、お問い合わせください

申請期間

令和6年10月31日まで

問合せ先

岩見沢市 物価高騰対応臨時給付金 窓口
（市民連携室）

受付時間 平日9:00～17:00



直通 0126-35-4267
代表 0126-23-4111
(内線 2111)

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、現在お住まいの市区町村の給付金担当窓口にご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。 私は給付金を受給できませんか？

A 現在、岩見沢市にお住まいであれば、住民票上の世帯の方（配偶者等）が他市町村で給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たせば、岩見沢市で給付金を受給することができます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。 配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身の収入が新たな市町村民税所得割非課税世帯相当である場合には受給できます。

Q 現在の住まいで受給するためには、 どのような手続きが必要ですか？

A 市区町村によって、給付金制度の取扱いが異なりますので、現在お住まいの市区町村にご連絡いただき、物価高騰対応臨時給付金の手続きを確認してください。



物価高騰対応臨時給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、すぐに110番通報するか、警察署にご相談ください。◎岩見沢警察署：☎22-0110